

申請書の電子データをご希望の方は、組織部竹内(takeuchi@unesco.or.jp)までご連絡ください。

2013 年度青少年ユネスコ活動助成

募集要項

【趣旨】

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ精神を伝える地域ユネスコ協会の活動こそが、平和のために一隅を照らすユネスコ運動の使命であるとの原点に立ち、2010 年度より『地域ユネスコ活動助成』制度をつくり、各地ユネスコ協会の活動を支援してまいりました。

昨年 2012 年度からは、民間ユネスコ運動の課題である会員の高齢化や若い世代の運動への参画を解決する一助となるべく、ユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を助成する「青少年ユネスコ活動助成」制度とし、各地ユネスコ協会の活動を助成しております。

助成の為の資金は、これまでの『地域ユネスコ活動助成』制度と同様「子ども募金」を活用し、運動方針「つなげよう 平和の心」に沿って、世代を超えた平和の心を広げる地域活動が数多く拡がることをめざします。

2012 年 9 月 1 日の第 484 回理事会で決定した「民間ユネスコ運動の今後の発展にむけて」の青少年に関する方策として、青少年ユネスコ活動支援の基本方針と推進事業が第 486 回理事会に提案され、承認されています。

①基本方針

日本ユネスコ協会連盟が、ユネスコ憲章の理念に基づき教育・科学・文化を通じて平和で持続可能な社会をつくるため、次世代を担う青少年が主体的な行動をするための事業を支援すること。

推進事業 基本方針に定めた目的のため、以下 2 点の事業を推進する。

1. 青年が様々な社会的課題の解決にボランティアとして貢献できる事業
2. ユネスコスクール等と連携した事業

こうした中、今回は、次ページの 4 つの分野から募集いたします。尚、本支援金の制度は 2014 年度までとし、以降の実施につきましては今後検討してまいります。

1. 支援の対象：

ユネスコ協会・クラブ、ユネスコ協会青年部、都道府県ユネスコ連絡協議会の主催で実施され、その活動が不特定多数の一般市民へユネスコ精神を伝える事業への助成を行います。

※申請と異なる内容の事業に本助成金を充当することはできません。申請外の事業に使用された場合、ご返金いただきますことをご了承下さい。

2. 支援の対象分野と支援額

青少年を対象とした下記の事業

分野 1 「わたしの町のたからもの」絵画展事業

1 協会あたり 3 万円を上限とします。

分野 2 青年が様々な社会的課題の解決にボランティアとして貢献できる事業

1 協会あたり 5 万円を上限とします。

(例：東日本大震災被災地でボランティア等)

分野 3 ユネスコスクールや学校内ユネスコ活動と地域ユネスコ協会の連携強化に資する事業 (例：地域ユ協主催によるユネスコスクールを対象とした活動発表会、学校教員に向けたユネスコスクール研修会の実施)

1 協会あたり 5 万円を上限とします。

分野 4 全国ユネスコ子どもキャンプ

全国から参加者を募集するキャンプを開催する場合は、30 万円迄を限度に助成します (1 都道府県に限る)。

3. 申請事業数：

より多くのユネスコ協会に支援を行うため、1 協会 1 事業に限り申請することが可能です。

4. 支援対象となる事業期間：

2013 年 6 月 1 日（土） ～ 2014 年 3 月 31 日（日）※締め切り後は受付できません。

5. 支援事業の選定方法：

審査会を開催し、2013 年度対象事業を選定します。

(応募多数の場合は新規事業を優先的に助成いたします。)

6. 支援決定までの日程：

- ◆ **募集締切：** 2013 年 4 月 26 日（金）※申請書（郵送・受信）必着
- ◆ **審査会：** 2013 年 5 月 13 日（月）<予定>
- ◆ **結果通知：** 2013 年 5 月 27 日（月）<予定>
- ◆ **事業報告：** 事業終了後 1 ヶ月以内（最終提出期限 2014 年 3 月 15 日）

事業終了後、所定の報告書をご提出下さい。

7. 支援の表示：

事業のチラシ・ポスターなどには、当該助成金による活動である旨を必ず表示してください。

【表示例】

本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う（行った）ものです。

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

8. 事業の報告：

事業終了後、所定の報告書・収支決算書（領収書添付必須）を 1 ヶ月以内に提出してください。報告書には事業の様子を撮影したビデオ・写真、報道資料などがあれば添付してください。また、参加者の声などもございましたら、お聞かせください。

<申請いただく際の留意点>

A. 支援の対象とならない事業

次のような事業は、助成の対象とはなりません。

会員のみを対象とする事業。

助成の対象分野にあたらない事業

ユネスコ精神、また、本事業の目的に沿っていない事業。

複数のユネスコ協会が同一事業を申請する事業。

他団体への資金支援を目的とする事業。

申請時に既に終了、或いは実施中の事業。

日ユ協連のほかの支援事業と重複する申請事業（ブロック研究会など）。

茶菓代・飲食代は、助成の対象とはなりません。

2011,2012年度いずれかの日ユ協連への会費未納団体及び「青少年ユネスコ活動助成」報告書未提出の団体は申請資格がございません。ご注意ください。

B. 審査基準について

事業内容と本事業趣旨との整合性。

事業の優先性

事業の目的・方法・日程等の具体性。

期待される効果の度合い。

収支予算と申請金額の妥当性。

事業の自立性（自己資金の調達努力など）。

審査会では、以上の審査基準を元に、助成の有無や助成金額を決定させていただきます。審査の途中、必要に応じて、不明な点をご照会させていただくことがありますので、その際はご協力下さい。

C. 申請書の作成とご提出について

1. 詳細が不明の場合や記入に不備がある場合は、再提出をお願いすることがございます。なお、審査会の1週間前になっても詳細が不明な場合は、審査対象から外させていただきます。
2. 必ずユネスコ協会代表者（ユネスコ協会）の押印をしてください。
3. 事業担当者氏名欄には、申請事業の詳細を把握している方のご氏名を記入下さい。
4. 申請書原本は締め切りまでに郵送で必着（FAXは不可）です。ご注意ください。
5. 申請書の電子データをご希望のユネスコ協会は、組織部・竹内(takeuchi@unesco.or.jp)までご連絡ください。尚、電子データによる申請書も、印鑑を押してご郵送ください。

応募先・申請に関するお問い合わせ

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12階

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 組織部 「青少年ユネスコ活動助成」

TEL03-5424-1121 FAX03-5424-1126 E-mail takeuchi@unesco.or.jp